

山陽小野田市公立大学法人評価委員会会議公開実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山陽小野田市公立大学法人評価委員会運営規程（以下「規程」という。）第6条第2項に基づき、山陽小野田市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会開催の周知方法)

第2条 会議の日程、審議項目、会場及び傍聴手続については、あらかじめ山陽小野田市ホームページで公表する。

(傍聴定員及び配付資料)

第3条 傍聴者の定員は、会議の開催に際しあらかじめ委員長が定める。

2 傍聴者に対しては、原則として当日委員会に提出される資料を配付する。

(傍聴手続)

第4条 傍聴希望者（報道関係者を除く。以下同じ。）は、原則として先着順に受け付ける。ただし、傍聴希望者が多数にのぼると見込まれる場合は、抽選の方法によることができる。

2 傍聴希望者は、委員長が定める日までに事務局に氏名、電話番号その他必要な事項を申し出るものとする。ただし、当日傍聴希望があった場合で、傍聴予定者が傍聴定員に達していないときは、傍聴を認めるものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号いずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器又は危険のおそれあるものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれのある物を持っている者

(4) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者  
(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 異様な服装をしないこと。

(2) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(3) 飲食又は喫煙しないこと。

(4) 議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと。

(5) 静かに傍聴し、私語、談笑、携帯電話の使用その他議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第7条 傍聴者は、傍聴席において写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者はこの限りでない。

(秩序の維持)

第8条 傍聴者が前3条の規定に違反し、会議の公正かつ円滑な遂行を妨げた場合には、委員長は当該傍聴者に対して退場を命ずることができることとする。

附 則

この要領は、平成28年1月12日から施行する。

(参考)

### 山陽小野田市情報公開条例に規定する非公表情報

- 1 法令、条例等により公開できない情報
- 2 個人情報
- 3 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益が損なわれる情報
- 4 生命・身体・財産等の保護、犯罪予防その他の公共安全の確保・維持に支障が生ずるおそれがある情報
- 5 市、関係機関との間における審議、検討、調査研究等に関する情報で、公開することにより、著しい支障が生ずるもの
- 6 市が行う検査、監査、訴訟、入札、用地買収その他の事業に関する情報で、公開することにより、著しい支障が生ずるもの
- 7 市、国等との間における協議、以来等により作成・取得した情報で、公開することにより、公正・適切な執行に著しい支障が生ずるもの